

平成 23 年 1 月 21 日
事 務 連 絡

住宅用家屋証明書発行部局 あて

国土交通省住宅局
住宅総合整備課

特定認定長期優良住宅に係る住宅用家屋証明書の発行業務の適正な実施について

今般、一級建築士による長期優良住宅認定通知書偽造事件が発覚したことなどを受け、当省住宅局住宅生産課より長期優良住宅法所管行政庁連絡協議会あてに別添のとおり事務連絡が発出され、長期優良住宅認定業務を実施している部局（長期優良住宅認定部局）に対しその旨の周知がなされております。

貴職におかれましては、再発防止策につき長期優良住宅認定部局と調整し、住宅用家屋証明書の発行申請に際して提出される長期優良住宅認定通知書又はその写しが正規のものであることを、長期優良住宅認定部局から提供された物件リスト等により確認する等、住宅用家屋証明書の発行業務の適正な実施に向けご対応いただきますよう、宜しくお願いいたします。